

令和8年2月 定例総会議事録

日 時 令和8年2月27日（金） 午前9時30分～午11時00分

場 所 小林市役所 第1別館 大会議室

農業委員

会長	瀬戸山博好	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	上仮屋博	6	小畠利春	7	大山竹子	8	高田春男
9	田原尚紀	10	河野雄二	11	種子田勝	12	谷之木信弘
13	新田敏文	14	大部実男	15	下沖秀人	16	池井周造
17	石川文男	18	長瀬茂弘	19	松田まり子		

農地利用最適化推進委員

20	上原 都由子	21	淵 上 憲 明	22	井 野 実	23	高 岩 昭 市
24	下 村 勲	25	指 宿 浩 利	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	牟田 奈穂美	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	苅 野 忠 義	34	大久津和幸	35	新 竹 正 男
36	武 田 善 昭	37	福 本 正 三	38	園 田 友 弘		

欠席：苅野忠義委員

事務局

主幹	藤崎浩一	主 幹	宮永昌和	主 幹	山中 猛	主 査	橋谷理己
----	------	-----	------	-----	------	-----	------

議 題

報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号	農用地利用集積等促進計画の変更について
報告第4号	農地法第3条の規定による許可書の返戻について
報告第5号	農地法第5条の規定による許可書の返戻について
議案第7号	農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可について
議案第8号	農地法第3条の規定による所有権移転許可について
議案第9号	農用地利用集積等促進計画について（貸借権）
議案第10号	農用地利用集積等促進計画について（所有権）
議案第11号	農地法第4条の規定による許可申請書進達について
議案第12号	農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について
議案第13号	農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について
議案第14号	農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について
議案第15号	非農地証明願承認について
議案第16号	非農地判断について

事務局 皆様、こんにちは。

委員 こんにちは。

事務局 それでは定例総会を始めたいと思います。本日の定例総会は農業委員19名、推進委員18名の方が出席されています。農業委員会規則第7条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに2月の行事实績及び3月の行事予定をお伝えします。

(2月の行事实績及び3月の行事予定の報告)

事務局 それでは、開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 はい、皆様こんにちは。只今より小林市農業委員会、令和8年2月期の定例総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

事務局 本日は報告が第2号から第5号の22件、議案が第7号から第16号の105件、合計127件でございます。それでは、農業委員会規則第6条により瀬戸山会長に議長をお願いします。

議長 はい、議事に入る前に今月の議事録署名を14番大部委員、17番石川委員にお願いします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので、議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

(報告第2号、第3号、第4号、第5号朗読)

議長 ありがとうございました。只今報告がございましたが、なにかご質問ご意見等がございましたら挙手をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは議事に入ります。

議案第7号、農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第7号、農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可について。
下記のとおり農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから許可するものとする。

(議案第7号1番朗読)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(2番挙手)

議長 はい、3番。

3番 今月の農地法3条・農地利用集積等促進計画の事前審査を第1小委員会に付託されましたので、2月17日に審査会を会長同席のもと実施しました。その結果を議案ごとに報告します。

議案第7号、農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可です。

1番、父より借り受けるものです。10年間、営農計画書添付です。

審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。

報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第7号、農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可について申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。

続きまして、議案第8号、農地法第3条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局

議案第 8 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について。

下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

(議案第 8 号 1 番朗読 他省略)

議長

ありがとうございました。

ここで、4 番が高岩委員に関する案件ですので高岩委員の退席をお願いします。

(高岩委員退席)

議長

それでは、審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長

はい、8 番。

8 番

今月の農地法 3 条・農地利用集積等促進計画の事前審査を第 3 小委員会に付託されましたので、2 月 17 日に審査会を会長同席のもと実施しました。その結果を議案ごとに報告します。

議案第 8 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてです。

4 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 387,597 円。

審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。

報告を終わります。

議長

ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは採決します。

4 番について申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので許可することに決定します。

(高岩委員入室)

議長

高岩委員に報告します。案件については許可することに決定しました。

高岩委員

ありがとうございます。

議長 それでは他の案件について審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、 8 番

8 番 1 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 150,000 円。
2 番、申請地を譲受け規模拡大を図る。
3 番、父から贈与を受ける。
5 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 69,573 円。
6 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 71,225 円。
7 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 32,051 円。
8 番、叔父から贈与を受ける。
9 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 80,128 円。
審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。
報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、 3 番。

3 番 10 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 235,602 円。
審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 8 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。
続きまして、議案第 9 号、農用地利用集積等促進計画について貸借権を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第9号、農用地利用集積等促進計画について。

下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画貸借権を作成したので計画通り承認する。

(議案第9号1番朗読 他省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(8番挙手)

議長 はい、8番。

8番 小林地区は計13件、田7,339㎡、畑82,076㎡、計89,415㎡。
審査の結果、計画通り承認することにしました。
報告を終わります。

(3番挙手)

議長 はい、3番。

3番 野尻地区は計11件、田16,168㎡、畑11,154㎡、計27,322㎡。
審査の結果、計画通り承認することにしました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第9号、農用地利用集積等促進計画について、貸借権を計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認することに決定します。

続きまして、議案第10号、農用地利用集積等促進計画について所有権を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 10 号、農用地利用集積等促進計画について。

下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画所有権を作成したので計画通り承認する。

(議案第 10 号 1 番朗読 他省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 1 番、一般事業、即売です。単価 172,579 円です。
2 番、一般事業、即売です。単価 218,103 円です。
3 番、一般事業、即売です。単価 199,451 円です。
4 番、一般事業、即売です。単価 394,456 円です。
5 番、一般事業、即売です。単価 29,817 円です。
6 番、一般事業、即売です。単価 175,747 円です。
7 番、一般事業、即売です。単価 425,000 円です。
8 番、一般事業、即売です。単価 198,767 円です。
審査の結果、計画通り承認することにしました。
報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 9 番、一般事業、即売です。単価 49,536 円です。
10 番、支援事業、即売です。単価 74,479 円です。
審査の結果、計画通り承認することにしました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 10 号、農用地利用集積等促進計画について所有権を計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認することに決定します。
続きまして、議案第 11 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 11 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について。
下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 11 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 1 番、車庫兼倉庫です。
委員会としては許可相当と判断しました。
報告終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい 8 番

8 番 3 種農地となっていますが理由は。

(事務局挙手)

議長 はい事務局。

事務局 この場所は、半径 300m以内に病院等の公共施設があることと、下水道の共用施設となっていることから 3 種農地です。

議長 他に意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは採決します。

議案第 11 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について、意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので許可相当と意見書を付して進達することに決定します。

続きまして、議案第 12 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長

はい、事務局。

事務局

議案第 12 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について。

下記のとおり農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 12 号 1 番朗読)

議長

ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長

はい、5 番。

5 番

5 条・非農地証明の事前審査を第 2 小委員会に付託されました。

2 月 18 日に会長同席のもと審査会を実施しました。議案ごとに報告をします。農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請についてです。

1 番、倉庫、駐車場の建設です。

審議の結果、許可相当と判断しました。

報告終わります。

議長

ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは採決します。

議案第 12 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り意見書を付して進達することに決定します。
続きまして、議案第 13 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 13 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転設定許可申請書進達について。
下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 13 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 農地法第 5 条の規定による所有権移転設定許可申請についてです。
1 番、共同住宅です。
審議の結果、許可相当と判断しました。
報告終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい 11 番

11 番 単価を教えてください。

(事務局挙手)

議長 はい事務局。

事務局 総額は●●●万円です。

議長 他に意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 13 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り意見書を付して進達することに決定します。

続きまして、議案第 14 号、農地転用後の事業計画変更申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 14 号、農地転用後の事業計画変更申請書進達について。

下記のとおり農地転用後の事業計画変更申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 14 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 農地転用後の事業計画変更申請についてです。

1 番、蓄電池システム設置への変更です。

審議の結果、許可相当と判断しました。

報告終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい 8 番

8 番 変更前と変更後と譲渡人が違うのですが。

(事務局挙手)

議長 はい事務局。

事務局 変更前の方が亡くなられたため、変更後の方が相続したためです。

議長 他に意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 14 号、農地転用後の事業計画変更申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り意見書を付して進達することに決定します。
続きまして、議案第 15 号、非農地証明願い承認についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 15 号、非農地証明願い承認について
下記のとおり、非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第 15 号 1 番朗読 他省略)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案 15 号、非農地証明願い承認について。
1 番、細野脇元です。宅地です。
2 番、堤岩瀬です。原野です。周りは宅地です。
3 番、細野佃です。宅地です。家の庭です。

4 番、須木奈佐木猫坂です。山林です。元は栗園です。
5 番、真方大部です。宅地、原野です。農地法施行前からでした。
6 番、須木下田中野です。山林です。元は栗園です。
審議の結果、許可相当と判断しました。
報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 野尻区分です。
7 番、野尻町紙屋山宮です。宅地です。
8 番、野尻町三ヶ野山大迫口です。原野です。周りは雑木林です。
審議の結果、許可相当と判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 15 号、非農地証明願承認についてを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定いたします。
続きまして、議案第 16 号、非農地判断についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 16 号、非農地判断について
下記のとおり、非農地として判断する。

(議案第 16 号 1 番朗読 他省略)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(9 番挙手)

議長 はい、9 番。

9 番 農地パトロールで判明した農地ですか。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 そうです。その後、農業振興課と税務と協議した農地です。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 16 号、非農地判断についてを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定いたします。
以上で議事を終了します。お疲れ様でした。

午前 11 時 00 分 閉議

令和 8 年 2 月 27 日定例総会

議事録署名

_____ 印

_____ 印